

# 〈最新保存版〉 台風のときの取扱について(お願い)

那覇市立曙小学校  
平成30年7月6日

本校では台風時の扱いを次のようにいたします

## 1 「暴風警報」が発令された場合、学校はお休みです。

- (1) 朝から「暴風警報」が発令されているときは、お休みです。
- (2) 授業中に「暴風警報」が発令されたときは、安全を確保しながら速やかに帰宅させます。

(※テレビやラジオのニュースで確認してください)

## 2 「暴風警報」が解除になったとき

※午前7時30分までに解除になったときは給食はありますが、それ以後に解除になったときは、準備が間に合いませんので給食はありません。

### (1) 11時59分時までに「暴風警報」が解除になった場合は、登校します。

- ① 午前7時までに解除になったときは、  
※ふつうどおり授業を行います。(給食もあります)
- ② 午前7時30分までに解除になったとき  
※1時間後から授業を始めます。(給食有り、午後の授業も行います)  
〔例〕午前8時に解除になったときは、9時から授業です。
- ③ 午前9時までに解除になったとき  
※1時間後に授業を始めますが、授業は午前中です。給食はありませんので下校します。時刻は12時20分頃になります。
- ④ 午前9時01分～11時59分時までに解除になったとき  
※昼食を家でとってから、午後1時ごろまでに登校し、午後の授業を行います。

### (2) 12時以降解除になった場合は、そのまま休みです。

## 3 お願い

- (1) このお知らせは目立つところに貼ってください。
- (2) 関係機関との緊急の連絡に支障がありますので、学校が休みかどうか、放送局や教育委員会等に確認の電話はしないようにご協力をお願いします。

**(3) 台風の時は、自宅学習をさせ、決して外で遊ばせないでください。**